



平成20年5月12日

各位

会社名 大東港運株式会社
代表者名 代表取締役社長 曾根好貞
(JASDAQ・コード番号: 9367)
問合せ先 取締役 中丸英実
電話番号 03-5476-9701

和解による訴訟の解決および特別損失の計上に関するお知らせ

当社より提起しました訴訟について、平成20年5月12日付で和解が成立いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 訴訟の提起から和解に至るまでの経緯

平成11年5月25日、エンゲルハード・メタルズ・ジャパン株式会社(以下エンゲル)よりニッケル地金の保管に際し、営業倉庫である当社に対し寄託契約の債務不履行に基づく損害賠償請求が東京地方裁判所に提訴されました。

エンゲルはニッケル地金の購入取引を開始した際、株式会社アイ・ディ・アイ・シー経由で、カントーメタル株式会社(以下カントー)(平成10年3月11日付平成10年(フ)第490号にて東京地方裁判所より破産宣告を受ける)に商品代金を支払っておりました。

エンゲルは購入した商品を当社に保管する事に合意し当社倉庫に寄託しましたが、当社倉庫において、ニッケル地金以外の劣悪品とすりかえる等の不正行為がカントーおよび同社物流部門によって行われた事を放任するとともに、この不正に加担した等の理由から当社を提訴し判決において211万8,732米ドル(2億6,462万9,626円)が確定し当社の主張が棄却されました。

しかし、当社には寄託契約上の通知義務違反がなく主張が容認されないことを不服とし、平成16年7月15日東京高等裁判所に控訴し、平成18年4月20日当社の主張が全面的に認められ当社勝訴の判決を受けました。エンゲルはこれを不服として平成18年5月8日最高裁判所に上告提起および上告受理申立てを行いました。

平成19年6月11日最高裁判所において原判決のうち当社の通知義務違反等によりエンゲルが損害を被ったことを理由とする損害賠償請求に関する部分を破棄し、東京高等裁判所に差し戻す旨の判決がなされました。その後、東京高等裁判所より最終和解案の提示を受け、当社はその案を受諾することに致しました。なお、被控訴人のエンゲルハード・メタルズ・ジャパン株式会社も既に受諾しております。

2. 和解の内容

- (1) 当社から同社に対する支払額：6,000万円
- (2) 支払時期：平成20年6月10日までに一括支払いとする。

3. 業績に与える影響

上記和解金6,000万円については平成20年3月期において特別損失に計上する予定であります。

なお、業績予想の修正については現在集計中であり、後日公表する予定であります。

以 上